

宮崎県地域防災計画 主な修正案の概要

1 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

修正概要	新旧対照表
<p>(1) 令和3年7月1日からの大雨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土による災害の防止に向けた対応 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものと追加 ・適切な避難行動の促進や避難情報の発令 県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする追加 ・安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 救助活動の効率化・円滑化のため、必要と認めるときは、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものと追加 	<p>P18</p> <p>P18</p> <p>P9</p>
<p>(2) 海底火山「福德岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航路等に漂流する軽石の除去 その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものと追加 	<p>P21</p>
<p>(3) トンガ諸島の火山噴火による潮位変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における避難指示の適切な発令 津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定し、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとし、その際、対象者に漏れがなく、かつ、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけ、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものと修正 	<p>P14</p>

2 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正（上記1を除く。）

修正概要	新旧対照表
<p>(1) 関連する法令の改正を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空法施行規則の改正 県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（救助対応班）を設置すると追加 	<p>P4</p>

<p>(2) その他最近の施策の進展等を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における食物アレルギーへの配慮 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追加 ・避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めることを追加 ・一般送配電事業者等における無電柱化の促進 災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図ることを修正 	<p>P6、P9</p> <p>P4、P5</p> <p>P3</p>
--	-------------------------------------

3 最近の取組を踏まえた修正

修正概要	新旧対照表
<p>(1) 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について 「保健医療調整本部」から「保健医療福祉調整本部」へ、「保健医療活動」から「保健医療福祉活動」へ修正され、併せて、DHEATについても「保健医療行政」から「保健医療福祉行政」へと修正</p>	<p>P3、P4、P8</p>
<p>(2) キキクル（危険度分布）「黒」の新設、「うす紫」と「濃い紫」の統合 警戒レベル5の「黒」を新設し、「うす紫」と「濃い紫」の2種類があった警戒レベル4は「紫」に統一</p>	<p>P19、P20</p>